

令和2年6月号

交番だより

三田警察署

079-563-0110

三田南交番



薬物乱用防止

～薬物乱用のない社会を～

令和元年中の県内における薬物事犯検挙人員は657人で平成30年から8人減少していますが、過去5年でみると増加傾向にあります。このうち覚醒剤事犯の検挙人員は378人で、全薬物事犯の約6割を占め、依然として高い需要が認められます。また、大麻事犯の検挙者については265人で、多くが初犯者であり、30歳未満が約7割を占めるなど、若年層を中心に大麻乱用が増加しています。

少年の薬物乱用

昨年中に県内で薬物事犯により警察が検挙した少年は42人で、違反種別では、覚醒剤事犯は3人（前年対比-1人）、大麻事犯が39人（前年対比-12人）、麻薬等事犯が0人（前年対比-1人）でした。

職業別では、無職少年8人、有職少年28人、学生・生徒が6人となっています。依然として大麻乱用少年が多く検挙されている現状を踏まえ、大麻の有害性に対する正しい理解を持ってもらうための広報啓発活動等に取り組んでいます。

覚醒剤や大麻などの薬物に関する悩みや、薬物の密売・乱用に関する情報は、迷わず **覚醒剤110番 (078) 361-0110** に相談してください。



～不法就労・不法滞在防止にご理解とご協力を～

不法就労は法律で禁止されています。

不法就労をした外国人だけでなく、当該外国人を雇用して不法就労をさせた事業主も処罰の対象となります。外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。

（不法就労させたり、不法就労をあっせんした人は「不法就労助長罪（3年以下の懲役、300万円以下の罰金）」となります。）

警察では、不法就労等について厳正な取締りを行っているほか、外国人留学生や従業員、技能実習生等に対して、事件・事故等の被害に遭わないためにアドバイスを行うなどの活動も行っています。

不法滞在者等を発見したときや不審に思ったときは警察に通報してください。

